



小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

2022年12月21日(水)

インボイス業者扱いの 消費者・農林漁民

要件としてのインボイスと例外一

適格請求書（インボイス）等保存方式の下では、インボイスの存在は仕入税額控除の要件です。ただし、その発行の要求が困難なものとしての次のものには、インボイス発行は要求されません。

3万円未満の公共交通機関旅客運送
使用の際に回収される入場券等

3万円未満の自販機による商品販売等
郵便切手類を対価とする郵便サービス
従業員に支給する通勤費、出張旅費等

インボイス例外二

また、委託販売での取引とも言える次のものにも、インボイス発行は要求されません。

卸売市場において行われる生鮮食料品
等の販売

農協・漁協・森林組合等に委託して行
う農林水産物の販売

インボイス例外三

さらに、一般消費者が売り手となる次のものにもインボイス発行は要求されません。

宅地建物取引業者への建物の売却
古物営業を営む者への古物の売却
再生資源及び再生部品の売却
質屋を営む者の質物の取得

免税事業者からの仕入でのインボイス不要

上記の内、 は事業者からの仕入ですが、その中には免税事業者が含まれています。特に、 は農業者、漁業者、林業者からの仕入であり、それらの小規模事業者との取引者を保護する政策的配慮です。

消費者からの仕入とみなすインボイス取引

それに対して、 は、取引の相手
が一般消費者である場合を通常事例と想定
しての規定であり、一般消費者をインボ
イス事業者とみなすような扱いになっている、
事業者配慮の政策的規定です。インボ
イスを発行できない事業者や消費者からの仕
入税額控除制限規定をこれらでは機能させて
いません。

なお、 の取引は、棚卸資産を取
得する取引についてだけ適用なので、不動
産や中古資産や再生資源を自己使用目的で
購入する場合にはインボイスなしでの仕入
税額控除特例の対象にはなりません。それ
ならばと、 の不動産取引については、仲
介業者に棚卸資産として購入してもらって
から転売してもらう、取引の類型転換が増
えるかもしれません。



我々をいじめる制
度になると国が亡
びることになる